

## 三国丘サッカークラブ会則

### 第1条（名 称）

本会は、三国丘サッカークラブ（略称：三国丘S C）と称する。

### 第2条（会 員）

本会の会員は、堺中学校蹴球部及び三国丘高校サッカー部に在籍した者で、存命中の者とする。なお、亡くなられた方は記録にとどめておく。

### 第3条（事務局）

本会の事務局は、堺市堺区南三国ヶ丘町 2-2-36 三丘同窓会事務局内に置く。

### 第4条（目 的）

本会は会員相互の交流と親睦を図ると共に、三国丘高校現役サッカー部の支援及び他のサッカー関連組織と連携してサッカーの普及発展を図ることを目的とする。

### 第5条（事 業）

本会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員参加による各種交流事業の実施
- (2) 公式試合・競技会への参加（チーム名：三国丘サッカークラブ）
- (3) 現役サッカー部支援のための各種活動
- (4) 各サッカー協会等サッカー関連組織との交流、連携
- (5) 会員名簿の整理、発行
- (6) ホームページの開設と運営及び三国丘S C通信の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第6条（事業年度）

事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

### 第7条（会 費）

事業の実施に必要な経費は会費で賄うこととし、会員は、年間3,000円の会費を支払うものとする。ただし会費以外に寄付行為を受けることができる。

### 第8条（役 員）

本会に以下の役員を置く。役員を選出は総会において行う。なお、人数については必要に応じ増減できるものとする。

- (1) 名誉会長 1名 （会員で特に功績の大なる者）
- (2) 相談役 若干名
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 書記 1名
- (8) 理事 数名
- (9) 監事 1名

## 第9条（役員の仕事）

役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 名誉会長 本会の事業全般に対して助言を行う。
- (2) 相談役 本会の事業全般に対して助言を行う。
- (3) 会長 本会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長 会長を補佐し、会長が不在のときは、その仕事を代行する。
- (5) 事務局長 本会の事務全般を統括する。
- (6) 会計 本会の出納事務を担当する。
- (7) 書記 役員会、総会及び本会の活動の記録を担当する。
- (8) 理事 三丘サッカー東京の意見を集約し、本会に伝達する。  
三国丘サッカークラブを指導し、本会に戦績等を報告する。  
各世代の意見を集約し、本会に伝達する。
- (9) 監事 本会会計の監査にあたる。

## 第10条（役員の仕事）

役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として期間は最大3期を超えないこととする。

- 2 補充等による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

## 第11条（総会）

総会は毎年度1回、会長が召集し（会長が必要と認めた場合は臨時に召集することができる）、次の事項を審議、議決する。

- (1) 第5条の事業に関する事項
  - (2) 役員を選出
  - (3) 年度の事業計画並びに予算・決算の承認
  - (4) 会則の改訂
  - (5) 記念事業の実施等関連事項
- 2 総会の議長は、会長がこれに当る。
  - 3 総会の定足数は特に設けず、出席者の過半数で議決する。

## 第12条（役員会）

役員会は、必要に応じて会長が召集し、総会に付議すべき事項、及び総会で議決した事項の執行に関する事項について審議、議決する。

## 第13条（事業報告書及び決算）

事務局長及び会計は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支計算書を作成し、会長は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、これらについて、監査を経て総会の承認を得なければならない。

## 第14条（細則）

この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

## 第15条（附則）

- (1) この会則は、平成29年1月1日より、改訂・実施する。
- (2) この会則は、令和3年4月1日より、改訂・実施する。